

# 經濟論叢

第164卷 第6号  
中居文治教授記念號

---

|                            |         |     |
|----------------------------|---------|-----|
| 献 辞                        | 西 村 周 三 |     |
| 米国における法的資本制度・<br>分配規制・会計規定 | 西 田 博   | 1   |
| 債務負担行為の会计学                 | 醍 醐 聰   | 41  |
| 創造的会計とその社会的監視              | 小 野 武 美 | 66  |
| 利益予測に対する自己防衛行動             | 富 田 知 嗣 | 86  |
| 戦略的計画設定と予算管理との結合           | 上 總 康 行 | 103 |
| アメリカにおける利益測定論の展開           | 藤 井 秀 樹 | 125 |
| 企業不正支出の資産性に対する理論的考察        | 宮 本 幸 平 | 145 |
| 持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性       | 池 田 幸 典 | 160 |

中居文治 教授 略歴・著作目録

---

平成11年12月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## 創造的会計とその社会的監視

創造的会計を抑制する最も効果的な方法の一つは、  
そのような〔会計方法の〕濫用に対する公表を行  
うことである。 — Shah [1998], p. 93.

小 野 武 美

### I 「創造的会計」の盛行

1980年代以降のイギリスにおける会計現象を特徴づけるものに、所謂「創造的会計」<sup>1)</sup> (creative accounting) の盛行がある。例えば、イギリスの会計基準審議会 (ASB) の初代議長となった D. Tweedie と同じく学術顧問となった G. Whittington は、1990年当時、「イギリスにおける会計基準の最近の諸問題は、時折『創造的会計』と呼ばれるものの周辺で展開している」(Tweedie and Whittington [1990], p. 88) と述べしていた。ここで創造的会計とは、「真実かつ公正な概観を表示するための純粋な試みから、簿外金融や粉飾決算等のより疑わしい実務にまで互る」(Naser [1993], p. 59) 会計行為を指すが、「創造的会計の一般に認められた定義はない」(Mathews and Perera [1991], p. 228) のが現状である。しかしながら通常、創造的会計は、「(1) 財務諸表を本来のあるべき姿から作成者が報告されたいと望んでいるものへ変形させるために、会計ルールや測定・開示実務の選択における抜け道を利用することによ

1) 通常わが国では、creative accounting の訳語として「創造的会計」が使われている場合が殆どであるので、本稿でもそれに従ったが、必ずしも適訳であるとは言い難い。と言うのは、そこには明らかにプラスのイメージが混入された「語感」が伴うことになるからである。本来、creative accounting は、本稿で見るように経営者の「意図的操作」を前提としたものと解さざるを得ないので、「創作的会計」ないし「作為的会計」と訳出するのがより妥当であると考えられる。

て会計数値を操作する過程ないし(2)〔経済的〕取引を、中立的な一貫した方法で報告するよりも寧ろ必要とされる会計上の結果を生み出すために組み立てる過程」(Naser [1993], p. 59) として理解されていると考えるのが妥当であろう。

尤も創造的会計は、企業会計において常に発生する現象ではない。寧ろ「創造的会計に従事する必要性は、事業の業績が事業外の集団によって何らかの方法で評価されている時、特に企業の所有者と経営者との間に代理人関係が存在する時に生じるに過ぎない」(Mathews and Perera [1991], p. 229) が、現実の大企業体制は「所有と経営の分離」を前提に成立しているので、特に大企業を中心とした企業会計現象では、創造的会計が広範に観察されることになるわけである。但し、「会社経営者は、個別的には自らの会社の業績を可能な限り最も有利なように(例えば、創造的会計によって)表示しようとする誘因を持っているが、他方で集合的には自らが経営活動を行っている市場での信頼を高めるために厳格な基準に一致するような会計実務を選好するであろう」(Tweedie and Whittington [1990], p. 97. 太字一原文では斜体) から、創造的会計の累積が総体として会計規制そのものを「破壊」するには至らないであろう。これに加えて創造的会計を助長する要因として次のようなものが挙げられる。

一つは会計ルールの曖昧さである。即ち、会計ルールが曖昧であればあるほど、会計方法の選択適用に関して主観的な判断の余地をより多く残すことになり、創造的会計が助長される可能性が増すことになる。更に「会計を支配する法律や基準の曖昧さや柔軟性は、『真実かつ公正』或いは『重要性』のような薄弱で定義されない概念によって悪化させられる」(Mathews and Perera [1991], p. 230) ことになる。創造的会計を助長するもう一つの要因は、技術や事業の方法の進歩である。即ち、「会計〔規制〕は……急速に進歩する事業方法についていけない傾向がある」ので、会計「実務家は、〔会計方法の〕選択肢を持たずに、発生する新しい会計問題に革新的な会計方法を使わなければ

ならない」(Mathews and Perera [1991], p. 230) ことになる場合がある。そのような新しい会計問題としては、例えば、オフバランス取引、条件付き持分証券のような「複合資本問題」(complex capital issues)、ブランドの会計処理等(Tweedie and Whittington [1990], p. 88ff)があった。

勿論、このような創造的会計がこれまで野放しにされてきたわけではなく、それに対する抑制装置が考案されることになった。即ち、イギリスではその監視機構として財務報告違反審査会(FRRP)が設立され、活動を行っており、会社法や会計基準からの逸脱事例について審理を行い、その結果を公表しているのである。FRRPは、「[イギリスにおける]新しい財務報告機構の最も急進的で、目に見える、奇抜な要素である」(Jack [1994], p. 44)と評されており、その活動は、企業が公表する財務諸表に対して第三者機関が監視を行うという、先進資本主義諸国においても他に余り例の見られない極めてユニークなものである。そこで本稿では、イギリスにおける創造的会計とそれに対する社会的監視の実態を、FRRPの公表事例を用いながら検討すると共に、併せて企業会計に対する社会的監視の意義について考えていきたい。

## II 創造的会計の制度的背景としての「真実且つ公正な概観」

周知のように「年次財務諸表は真実且つ公正な概観を与えるべきであるとする最優先の要件が、イギリスにおける会計基準設定構造の基底をなしている」(Parker and Nobes [1994], p. iv)。換言すれば、イギリスに於いては、「会社法に従う目的で作成される全ての財務諸表は、『真実且つ公正な概観を与えるべきである』とする要件が、1947年会社法で最初に導入された」(Davies, Paterson and Wilson [1997], p. 3) 時以来、「この『真実且つ公正』テストが、[会社]法の他のいかなる要件にも優先する」(Pereira, Paterson and Wilson [1994], p. 12) 規定となっているのである。

それでは「真実且つ公正な概観」の内容とは何なのであろうか。「その意義に関して、権威ある法的な定義や解釈はない」(Flint [1982], p. 8) のが現状

であるが、McGee は、その内容について3つの見解を提示している。1つは、会計処理が全ての規定されたルールにしたがってなされることを要求するというものであり、2つ目は、一般に認められた会計原則に対する忠実な支持であるとするもので、3つ目は、法律によって規定された基礎的手続きや形式と重なる内容である、とするものである (McGee [1991], p. 877f)。しかしながら「もし真実且つ公正な概観が、単に法律〔や会計基準〕の詳細な規定に従うことを要求しているに過ぎないのであるなら、〔会社〕法でそれを分離した条項にする必要はないであろう。」(McGee [1991], p. 878) 即ち、財務諸表の「真実且つ公正な概観」は、会社法や会計基準の規定に機械的に従うことによって直ちに保証されるものではないのである。

否、寧ろ「状況に応じて、それらの〔会社法や会計基準の〕ルールは、(真実且つ公正の優先規定を使って) 離脱されるか、或いは、補足されなければならない」(Pereira, Paterson and Wilson [1994], p. 12) とされている。このことは、「もし特定の状況において、会社法の規定に従うことが、真実且つ公正な概観を与えるという要件に一致しないのであれば、取締役は、真実且つ公正な概観を与えるのに必要な程度において、当該規定から離脱する必要がある」(Barc and Bowen [1992], p. 20/2) と、1989年イギリス会社法(226条5項、227条6項)に明記されているように、会社法自体が宣明している所である。

このように財務諸表に「真実且つ公正な概観」を与えるためには、会社法や会計基準からの離脱が要請されるというのが、イギリス会計制度の大きな特徴であると言えるが、他方で、「真実且つ公正な概観」を与えるための会計ルールからの「離脱」が、恣意的な会計方法選択適用の「口実」として使われる可能性があることにも留意しなければならないであろう。従って、「〔株主・投資家等の〕利害関係者が、会社法や会計基準の中の特定のルールからの離脱を、好ましいシグナルとして知覚するか……又は好ましくないシグナルとして知覚するかどうかは、……先験的には不確実である」(Parker and Nobes [1994], p. 23f) と言わざるを得ないであろう。

以上のようにイギリスの会計制度においては、「真実且つ公正な概観」を与える目的のためということの大前提にしながらも、会計ルールからの離脱が制度の中に埋め込まれている訳であるが、このことが経営者の会計政策決定に少なからぬ影響を与えていることは言うまでもない。例えば、Parker と Nobes のアンケート調査によれば、イギリス企業407社中308社が会社法からの離脱をいとわない (be willing to depart) とし、61社が離脱した経験があり、又、436社中411社が会計基準からの離脱をいとわないとし、140社が離脱した経験があった。又、離脱した件数の約9割に於いて監査人は当該離脱に同意していた (Parker and Nobes [1994], p. 29)。更に同じ調査で、「殆どの監査法人は……様々なクライアントが『真実且つ公正な概観』を与えるために、基準や法律からの離脱を希望してきたと報告していた」(Parker and Nobes [1994], p. 49) のである。

勿論、現代「英国の会計制度はますます法規制の網に縛られていく方向に向か [っており] ……現実には法規定優先主義が跳梁している」(山浦 [1993], 546ページ) とされるが、「それでもなお、“true and fair view” の要請が会社会計の非画一的、流動的な性格を法律体系にうまく取り込み、会社会計の自主的發展の素地を作ってきたという歴史的事実」(山浦 [1993], 546-547ページ) が厳然として存在している。即ち、イギリスの会計規制は、会社法や会計基準などの「会計規定の遵守」と「会計規定からの離脱」の双方を、「真実かつ公正な概観」という最高規範の下に包摂するという特異な構造を有しており、このことが経営者による創造的会計発動の可能性を高める素地になってきたと考えられるのである<sup>2)</sup>。

2) 何故なら、会計規定の「遵守」と言っても、そこには単なる機械的遵守だけではなく、所謂「創造的遵守—法律上のルールを実際には犯さずに法的統制を逃れるために法律を利用する」(McBarnet and Whelan [1991], p. 848) 方法も含まれているので、見かけ上は会計規定の遵守がなされていても、創造的会計が発揮される余地が十分にあることに加えて、会計規定からの離脱が要請される場合には、規定に束縛されない「より創造的な」会計政策決定がなされる可能性があるからである。

### III 創造的会計に対する抑止機構としての FRRP

#### 1 イギリス会計基準審議会の組織構造<sup>3)</sup>

現在のイギリスにおける会計基準設定機構は、R. Dearing 卿を議長とする会計基準形成に関する検討委員会の1988年の報告に基づいて設立された、財務報告評議会 (FRC; Financial Reporting Council)、会計基準審議会 (ASB; Accounting Standards Board)、及び財務報告違反審査会 (FRRP; Financial Reporting Review Panel) より構成されている。三者とも会社組織の形態をとっており、ASB 及び FRRP は、FRC の子会社となっている。

FRC の役割は、実働組織である ASB と FRRP に支援を与えることであり、年2回会合がもたれる。ASB の役割は、会計基準の作成、修正、及び撤回であるが、その機能を前任の ASC (会計基準委員会) から、1990年8月1日に引き継いでいる。但し、ASB は ASC と異なり自律的な組織であり、外部の承認を必要としない。又、ASB の下部委員会として緊急問題調査特別委員会 (UITF; Urgent Issues Task Force) が設立されており、既存の会計基準や会社法の規定の解釈や規定の存在しない新しい会計問題についての見解を提供し、ASB を助けることをその目的としている。

もう一つの組織である FRRP の役割は、会社法の会計規定や会計基準からの離脱に関して検討することである。通商産業省 (Department of Trade and Industry) との協定により、その管轄領域は、大規模公開会社に限定され、その他の企業については通産省の管轄となっている。FRRP の活動は、1989年12月23日以降に始まる会計年度の財務諸表に関する検討から始まっている。尚、1989年の会社法改正で大会社については、離脱の事実とその理由を財務諸表で公開することが義務付けられたので、現在、大企業については離脱の事実が容易に確認できることになる。FRC、ASB、及び FRRP の運営費用は、1997年

3) 以下の記述は、特に断りがない限り、Financial Reporting Council [1997], pp. 1-11 に基づいている。

時点で併せて年間250万ポンドであり、又、FRRPの法的訴訟等に備えた基金は200万ポンドの水準に維持されている。

## 2 FRRPにおける手続きの概要<sup>4)</sup>

FRRPに於いて取られる手続きは、1991年6月に決められたが、その後1993年に改訂が行われ、1993年9月27日以降の調査に適用されている(par. 1)。FRRPは、出来る限り当事者との議論とそれに対する説得を以て運営することを目指しており、当事者との自発的な合意が適切に探究された後で、裁判所への提訴が検討される(par. 5)。FRRPは、常時あらゆる会社の財務諸表について自ら監視しているわけではなく、直接的な契機(内部告発やロンドン証券取引所上場会社については限定付き監査報告書等)又は、間接的な契機(報道機関の論評等)により検討を開始する(par. 6)。

問題になりそうな案件が発生した場合、事務官が(FRRPの)議長及び副議長に対してその旨を告げ、彼らに対して、FRC、ASB、FRRPの共通スタッフとして従事している会計士から予備的なアドバイスを提供してもらう(par. 17)。検討すべき実質的な内容がある場合、議長又は副議長が、当該企業の会長に対して手紙を書くことになる。その手紙は、会社法の文言で言い表されるが、それに対する取締役の論評が要請される(par. 20)。会社側からの回答に対する猶予期間は1カ月であるが、この間会社からの要請があれば、事務官がFRRPの手続きや手紙の内容について説明するために、取締役と会うことになる(par. 21)。会社からの回答受領後、議長が当該問題が公式の検討を必要とする結論づけた場合、彼は事務方に対して、問題検討グループを結成するよう指示し、当該企業に対してもその旨が伝えられる(par. 25)。問題点が整理された後で、企業側との間の会合(「ヒアリング」)が設定される(par. 27)。

4) 以下の記述は、特に断りがない限り、Financial Reporting Review Panel [1993] に基付いている。



会合の後、会社側の説明や是正措置が満足いくものでなかった場合、FRRPは、不満足の原因を明らかにした上で、会社法に基づき裁判所に提訴する意向を示すが、会社側は、それに対する追加説明をするために14日間の猶予期間を与えられることになる(par. 30)。会社側の追加説明や自発的な是正措置が満足いくものでなければ、FRRPはその名において提訴することになる(par. 31, 32)。もし問題点がさほど重要ではない場合には、それ以上当該問題を追及するのを止めるか、又は、「マイナー・ケース」として当該企業との間に非公式の議論を継続していくことになる(par. 34-37)。

FRRPは、通常、裁判所への提訴以前には、企業の財務諸表に対する調査検討に関していかなる発表も行わないが、企業が自発的に財務諸表の修正やその他の是正措置に同意した場合には、その旨を公表することになる(par. 39, 41)。

このような一連の手続きにより、FRRPは、「もし財務諸表が必要な真実且つ公正な概観を表示していないように思えるなら、その書き換えを会社に強制する権限を持つ」(Griffiths [1995], p. xi) ことになり、会社法の規定や会計「基準の実施を強制するためのASBの『歯』(teeth)」(Smith [1996], p. 28)として機能することになるわけである。

### 3 FRRPによる監視の実態

それではその創設以来のFRRPの活動の実態はどのようなものであったろうか。ここでは、FRC及びFRRPにより公表された資料に基づいて、若干詳しく検討していくことにする。

まず、FRCの年報<sup>5)</sup>によると、1991年から1997年に至るまでのFRRPによる検討対象となった案件数は、91～92年が78件、92～93年が45件、93～94年が46件、94～95年が43件、95～96年が49件、96～97年が24件となっていた。これ

5) 以下の記述は、FRC年報の各年版(Financial Reporting Council [1992], [1993], [1994], [1995], [1996], [1997])による。

第1表 FRRPにより検討された案件と処理の実態

|         | 91-92 | 92-93 | 93-94 | 94-95                             | 95-96                           | 96-97                 |
|---------|-------|-------|-------|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 案件数     | 78社   | 45社   | 46社   | 43社                               | 49社                             | 24社                   |
| 出所：     |       |       |       | 明記されず<br>(但し、②<br>が大幅に減<br>少とされる) | 明記されず<br>(但し、大<br>多数が②と<br>される) | 約半数は<br>②、残りの<br>大半は③ |
| ①財務諸表   | 25    | 5     | 6     |                                   |                                 |                       |
| ②告発     | 30    | 22    | 21    |                                   |                                 |                       |
| ③論評     | 23    | 18    | 19    |                                   |                                 |                       |
| 処理：     |       | 45+19 | 46+11 | 43+10                             | 49+15                           | 24+13                 |
| (a)追及せず | 28    | 11    | 14    | 19                                | 24                              | 11                    |
| (b)是正措置 | 31    | 42    | 29    | 19                                | 27                              | 21                    |
| (c)検討中  | 19    | 11    | 14    | 15                                | 13                              | 5                     |

注：各年の処理件数には、前年の「検討中」の件数が加わっている。尚、93-94年の「検討中」の件数と94-95年の前年からの引き継ぎ件数が食い違っているが、これはFRCの公表資料に記載された数値のままである。

出所：FRC年報各年版による。

らの案件が取り上げられることになった契機としては、上述のように直接的なものと同接的なものの両方があるが、具体的には、① 限定付き監査報告書又は会計基準への不一致の記録等によるもの、② 個人又は会社などにより言及されたもの、③ 報道機関の論評によるもの、であった。又、検討対象となった会社に対する処理としては、(a) 法律の範囲内の問題ではないか、実質的な問題ではなかったことから、当初の検討以上の追及がなされなかった場合、(b) 更なる検討と対象となった会社との議論を経て是正措置が取られた場合、がそれぞれある。尚、以上の各年度について、分類してまとめると第1表のようになる。

FRRPは、これらの検討対象とした案件の全てについて、その内容を公表しているわけではないが、そのうちの一部については「報道用通知」(press notice)として公表しており、97年末の段階でその数は48号に達している(但し、「報道用通知」の全てが案件として取り上げられた企業に関するものではないので、「報道用通知」として公表された企業数は48より少ない数になっている)。各通知の概要についてまとめると第2表のようになるが<sup>6)</sup>、以下におい

6) FRRPによる「報道用通知」の内容についてまとめたものとしては、既に笹倉教授が、Rノ

ては、公表された案件のうちのいくつかについて若干詳しく検討していくことにする。

(i) Trafalgar House PLC の事例——FRRP により公表された案件の中で、最も社会的な反響と経済的な影響のあったものは、Trafalgar House PLC に関するものであったと考えられる。と言うのは「1990年代において、違反審査会の調査後に株価の劇的な下落を招いたいくつかの事例があった」(Nobes [1995], p. 8)<sup>7)</sup>とされるが、その代表例が Trafalgar House であったからである。Trafalgar House については第2表に見られるように、「報道用通知」第13号でその内容が公表されているが、問題点は次のようなことであった。即ち、「違反審査会の主な関心は、不動産の流動資産から固定資産への再分類及び貸借対照表に計上されている前払法人税の金額であった」(FRRP [1992], par. 1) が、殊に前者が報告利益に著しい影響をもたらすことになったのである。

同社の1991年財務諸表の注記12によれば、1990年10月1日に流動資産から振り替えられた不動産の簿価は155.4 (111.4 [フリーホールド] + 44.0 [長期リースホールド]) 百万ポンドであったが、これが91年9月30日には87.4百万ポンドに再評価され、その結果、68百万ポンドの評価損がもたらされた。更に関連会社資産の再評価による評価損34.7百万ポンドが計上され(注記13)、同社はグループとして併せて102.7百万ポンドの評価損を被ったが、「1985年会社法にある固定資産再評価ルールは、一定の条件が満たされれば、この種の損失を再評価剰余金に賦課することを許容している」(Pijper [1993], p. 26) ので、結局全て再評価剰余金に賦課されたのであった(注記24)。これらの損失は、「以前に流動資産として分類されていた資産の評価に基づいて」(Pijper

Brandt 他による調査 (*Financial Reporting Today*, 1998ed. 所収) に加筆補正を施したものを公表されているが(笹倉 [1998])、ここでは筆者が入手した FRRP の原資料に基づいて作成した表を用いることにする。

7) 尚、Nobes 教授に直接聞いたところによれば、「株価の劇的な下落を招いたいくつかの事例」については、体系的な調査研究があるわけではなく、飽くまで「逸話的な事例」として語られているものだったということであったが、彼も又 Trafalgar House を第一の事例として挙げていた。更に別の事例として「1992年2月、Williams Holdings の株価が、違反審査会の判定の後一時的に下落した」(Jack [1994], p. 44) とされる。

第2表 FRRPによる「報道用通知」(PN)の概要

|    | 会社名                                     | 対象となった決算   | 問題点の概要   |
|----|---|------------|--|
| 4  | ULTRAMAR PLC                            | 1990.12.31 | ・前払い法人税に関して SSAP No. 8 に違反している。→SSAP に沿うことを確認。                                       |
| 5  | Williams Holdings PLC                   | 1990.12.31 | ・税額が非経常項目として処理され、連結上1株当たり利益が非経常項目前に表示される。  |
| 6  | Shield Group PLC                        | 1991. 3.31 | ・過年度修正処理(設備、投資、貸付けの簿価の減額)について→当該修正(引当)は、当年度の損失とすべき。                                  |
| 7  | FORTE PLC                               | 1991. 1.31 | ・利子の資産計上、情報技術プロジェクトへの支出、不動産に関する減価償却の欠如、等→会社の説明を了承。                                   |
| 10 | Williamson Tea Holdings PLC             | 1991. 3.31 | ・海外資産の開示に関する会計処理(リースホールド資産の非償却、資産再評価による追加的償却、等)。                                     |
| 11 | Associated Nursing Services PLC         | 1991. 3.30 | ・スタート・アップ・コストの会計処理、会計政策の変更に関する説明の充分性。  |
| 12 | GPG PLC                                 | 1991. 9.30 | ・FRED1 に従った結果、既存の SSAP No. 6 及び SSAP No. 3 から離脱→財務諸表の改訂は求めず。                         |
| 13 | Trafalgar House PLC                     | 1991. 9.30 | ・資産の分類、前払い法人税の額、投資に関する開示、その他の会計処理について→当初、FRRP の見解を受け入れなかったため、会社法の適用を決定したが、その後修正に応じる。 |
| 14 | British Gas PLS                         | 1991.12.31 | ・決算日の変更に伴う決算期間の重複。   |
| 15 | S. E. P. Industrial Holdings PLC        | 1992. 9.30 | ・在庫評価引当金の処理、SSAP No. 12 に違反するフリーホールド資産の非償却。  |
| 16 | Eurotherm PLC                           | 1991.10.31 | ・製造活動の清算コストに対する引当金の処理の正確さと一貫性。   |
| 17 | Foreign & Colonial Investment Trust PLC | 1991.12.31 | ・取締役報酬に関する情報の充分性と子会社事業の連結に関して。   |
| 18 | Wanford Investments PLC                 | 1991.12.25 | ・SSAP19 に一致しない会計処理。→将来の財務諸表で SSAP に従う旨を保証。   |

|    |                                  |            |  |
|----|----------------------------------|------------|--|
| 19 | Penrith Farmers' & Kidd's PLC    | 1992. 3.31 | • 1992年財務諸表で91年の比較数値が再表示されたが、修正の詳細や理由が不明。<br>→会社が補足注記を発行。  |
| 20 | Breverleigh Investments PLC      | 1992. 6.30 | • ①1985年会社法及び SSAP14 からの離脱 [子会社の連結範囲からの排除], ② FRC1 からの離脱 [キャッシュ・フロー計算書の非提示], ③重要な離脱の詳細と理由を非明示。→会社法・会社基準への一致を保証させる。 |
| 21 | The Royal Bank of Scotland G PLC | 1992. 9.30 | • 子会社における保険証券取り扱い費用繰り延べの会計政策変更の結果、92年に臨時項目として利益に貸記。→前記損益修正とすべきとの見解に従い修正。   |
| 22 | Control Techniques PLC           | 1992. 9.30 | • FRS に規定されたグループ・キャッシュ・フロー計算書における分類間違い。  |
| 24 | BM Group PLC                     | 1992. 6.30 | • ①キャッシュ・フロー計算書における分類間違い, ②「暖簾」の表示の誤り。   |
| 25 | Ptarmigan Holdings PLC           | 1992. 6.30 | • 「暖簾」償却政策の変更 [即時償却から繰り延べ処理]。  |
| 26 | Chrysalis Group PLC              | 1992. 8.31 | • 関連会社投資の会計処理が SSAP11 に違反。→再評価剰余金の細分類を含む、適切な修正。  |
| 27 | The Intercare Group PLC          | 1992.10.31 | • FRS1 (グループ・キャッシュフロー計算書) からの離脱→FRS の要件を完全に満たすことを確約。   |
| 28 | Pentos PLC                       | 1992.12.31 | • リヴァース・プレミアム (リース契約を助成する為の貸借人への現金支払い) が、他の項目と合算されていた。→総額を分離して開示。  |
| 29 | BET PLC                          | 1993. 3.27 | • 臨時項目についての開示が、FRS3 の要件を満たさない。→94年財務諸表で再表示。  |
| 30 | Butte Mining PLC                 | 1993. 6.30 | • ①当座借り越しに関する不正確な表示, ②株式売却益キャッシュ・フロー計算書に表示されず。→補足注記の公表。  |

|    |   |            |  |
|----|---|------------|--|
| 31 | Clyde Blowers PLC                       | 1993. 8    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 100%出資子会社の取締役に対する譲渡に関する会計処理及び開示〔会計処理—FRS3及び85年会社法違反, 開示—FRS1及び会社法違反〕。</li> </ul>  |
| 32 | The Alliance Trust PLC                  | 1994. 1.31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 連結に関する問題。→Alliance Trust (Finance)の業績を含む連結財務諸表を作成。</li> </ul>   |
| 33 | Courts PLC                              | 1994. 3.31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 割賦購入についての会計政策〔1985年会社法及びSSAP21の規定に抵触するか否か〕→会計政策の変更を決定。</li> </ul>   |
| 34 | Caradon PLC                             | 1994.12.31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 転換累積償還優先株式の名目価値 (FRS4の要件に違反) →中間報告でFRS4に沿った処理を開示。</li> </ul>  |
| 35 | Ferguson International Holdings PLC     | 1995. 2.28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業買収に関する, 1985年会社法及びSSAP22の規定への一致の問題〔暖簾の総額が不表示〕。</li> </ul>   |
| 36 | Securior Group PLC                      | 1994. 9.30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• FRS4に対する一致の問題〔参加的優先株式の状況について〕。</li> </ul>   |
| 37 | Newarthill PLC                          | 1994.10.31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• FRS4の要件違反〔子会社発行の償還可能転換優先株式の財務コストの認識に関して〕。</li> </ul>  |
| 38 | Brammer PLC                             | 1994.12.31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• SSAP21の規定違反〔貸貸用資産を流動資産として分類〕。</li> </ul>  |
| 39 | Foreign & Colonial Investment Trust PLC | 1994.12.31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• SSAP①からの離脱〔連結貸借対照表に於ける関連事業の処理に関して〕に関する説明について。</li> </ul>  |
| 40 | Alexon Group PLC                        | 1995. 1.28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• FRS4の規定への一致について〔自己資本と非自己資本との間の株式資金の分析について〕。</li> </ul>  |
| 41 | Ransomes PLC                            | 1995. 9.30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同上。</li> </ul>  |
| 42 | Sutton Harbour Holdings PLC             | 1996. 3.31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府補助金の会計処理と「真実且つ公正な概観」優先の考え方について→FRRPは, SSAP4の規定から離脱に関する会社の弁明を受け入れたが, その離脱を正当化する「真実且つ公正な概観」優先に関する開示は, 会社法の要件を満たしていないとした。</li> </ul> |

|    |                                 |                                |  |
|----|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 43 | Butte Mining PLC                | 1995. 6.30                     | ・サービスの対価として受け取った株式の会計処理に関して [どの程度の利益を P/L に計上すべきか]。  |
| 44 | Associated Nursing Services PLC | 1995. 3.31<br>及び<br>1996. 3.31 | ・FRS5 の規定違反 [関連事業の会計処理及びセールス・アンド・リースバック取引の会計処理に関して]。 |
| 45 | Reckitt & Colman PLC            | 1995.12.30                     | ・買収に伴う公正価値の修正とそれに対応する曖昧の修正に関する追加情報が非提供。              |
| 46 | M & W Mack Limited              | 1996. 4.26                     | ・会計政策が, UITF の規定に一致していない [従業員持株制度の収益・費用・資産が含まれていない]。 |
| 47 | Burn Stewart Distillers PLC     | 1996. 6.30                     | ・FRS5 の開示要件を満たしていない [売上高に関する開示が業績を正しく反映していない]。       |
| 48 | Stratagem Group PLC             | 1996. 8.31                     | ・買収に関する公正価値の修正についての情報・説明の充分性。                        |

[1993], p. 27) 計上されたものであり, 「もしこれらの分類が [流動資産として] 変わらないままであれば, この損失は損益計算書に賦課されたであろう。」 (Pijper [1993], p. 27) その結果, 1991年の税引前利益は122.4百万ポンドから19.7百万ポンドへと激減していたはずであった<sup>8)</sup>。

当初, Trafalgar House の取締役は FRRP の見解を受け入れなかったもので, FRRP は, 1985年会社法の245 B 条に基づいて裁判所への提訴を決定していたが, その後同社は FRRP の見解に沿った財務諸表の修正に応じたこととなった (FRRP [1992], par. 2)。「もし違反審査会の介入がなければ, 1991年 [財務諸表の前期と] の比較数値が再表示されたであろうかどうかは明らかではない。」 (Pijper [1993], p. 27) その意味で「Trafalgar House への調査は, …… [FRRP] の潜在的な有効性を証明している」 (Pijper [1993], p. 27) とされたのである。「その結果は, [1992年財務諸表において] Trafalgar House の

8) 以上の記述は, Pijper [1993], pp. 25-28. 及び Trafalgar House の年次報告書 (1991年9月30日) による。

〔報告〕利益の急激な下落の再表示であった」(Smith [1996], p. 117) が、それを受けて同社の「取締役会が、1992年の配当を半減した時、株価はもう一段下落し、その秋までには1960年代を最後としてその後見られなかった水準にまで戻ってしまった」(Cowe [1994], p. 409) のである。

(ii) 「複合資本問題」の事例——FRRPにより比較的多く取り上げられた会計問題として、前述の負債と資本の境界領域に存在する条件付き持分証券の発行に伴う、所謂「複合資本問題」があるが、「多くの会社は、自己資本〔株式〕と非自己資本〔株式〕とに株主資金を分解するという〔財務報告基準書第4号 (FRS No. 4) の〕規定と衝突し、FRRPによる介入後、その財務諸表を再表示しなければならなかった」(Davis, Paterson and Wilson [1997], p. 869) とされている。そのような事例としては、Carandon PLC (PN34), Securior PLC (PN36), Newarthill PLC (PN37), Alexon Group PLC (PN40), Ransomes PLC (PN41), 等の会社があるが、ここで非自己資本株式とは、分配を受け取る権利が限定された金額であったり、清算の際の剰余金に参加する権利が特定金額へ限定されていたり、株式が償還可能であるような場合を言い (FRS No. 4, par. 12), 自己資本株式はそれ以外のものを指しており (FRS No. 4, par. 7), 又、株主資金は、少数株主持分を除く、株主資本と全ての剰余金の合計額を指している (FRS No. 4, par. 15)。

FRS No. 4 がこのような区分をしたのは、「負債の性格をより持っている株式は、純粋な持分株式と区別される」(Davis, Paterson and Wilson [1997], p. 850) べきであるとの考えがあったわけである。例えば、非自己資本株式の代表例として優先株式があるが、「固定報酬や、転換可能性、償還可能性といった権利やその結合したもを持った優先株式〔の持主〕は、〔会社に対して〕所有者と言うより債権者により近い」(Naser [1993], p. 156) のであるが、「優先株式は、通常、貸借対照表の株主持分のセクションに表示される。〔よって〕この枠組みが、会社のギアリング比率を改善する」(Naser [1993], p. 156) ことになったとされる。更に「当該基準〔FRS No. 4〕が発行される



以前の数年間において、いくつかの会社が、自己資本への転換の可能性が極めて高いことを論拠に、一定の転換社債を株式資本の下に貸借対照表に表示する実務を開発していた」(Davis, Paterson and Wilson [1997], p. 852) のであり、このような事情が、資本と負債の境界領域に位置する、複合金融商品の発行に伴う会計上の分類の厳密化を促す要因となっていたと考えられるのである。

尚、「複合資本問題」以外で FRRP により比較的多く取り上げられたのは、キャッシュフロー計算書に関する問題であった (GPG PLC [PN12], Breverleigh Investments PLC [PN20], Control Techniques PLC [PN22], BM Group PLC [PN24], The Intercare Group PLC [PN27], Butte Mining PLC [PN30])。

#### IV 創造的会計に対する社会的抗弁と対話的規制

イギリスにおいては、「創造的会計は、柔軟性と判断の余地を伴った、会計に対するアングロ・サクソンの在り方に特有のものとして見なされている」(Blake, Amat and Dowds [1998], p. 27) が、それは寧ろ形態の差こそあれ、各国に普遍的に見られる現象であり、イギリスに特有の会計現象とは言えないであろう。但し、イギリスでは前述のように、会計ルールの単純で機械的な適用よりも、状況に即した自律的な判断を重視するという会計思考風土があり、又、それを支える「真実且つ公正な概観」の制度的な枠組みが存在しているので、創造的会計現象が誘発される可能性が若干高いという程度のことと言えるかもしれない。

そのような会計状況の中で近年のイギリスが選択した会計規制の在り方(「FRC 体制」)は、会計基準を詳細化して(即ち、自律的な判断の余地を狭めて)会計規制の強化を図るという生き方ではなく、自律的な判断の余地は残しながら、企業会計を社会的に監視していくという方策であった<sup>9)</sup>。勿論、企業

9) この点に関して、筆者が直接にインタビューする機会を得た ASB の M. Butcher 氏は、会計基準はできるだけシンプルなもの望ましく、米国に見られる、料理の本 (cookbook) のように詳細な会計基準は望ましくない、といった趣旨の発言をされていた。

会計に対する社会的監視の仕組みとしては、伝統的に監査制度があるので、「企業内の創造的会計専門家 (creative accountants) の活動は、年次財務諸表の監査を通して抑制されるかもしれない。」(Jones [1995], p. 74) しかしながら「監査が非常に競争の激しい活動になってきた [のに伴い] ……監査 [契約] を失うのを避けるために……取締役を喜ばそうとする圧力が [監査プロセスにおいて] 存在している」(Whittington [1989], p. 197) ことは否定できないであろう。即ち、創造的会計に対して「創造的監査」(creative auditing)<sup>10)</sup>が発動される可能性があるわけであり、ここに従来からの監査制度とは別の企業会計に対する社会的な監視機構存立の意味が存在している。

イギリスにおける FRC 体制下での FRRP の設立とその活動は、そのような社会的監視の具体的な現れであった。換言すれば、「FRRP の監視システム」(Cooke and Wallace [1995], p. 2659) の運用は、新聞・雑誌等メディアによる企業会計問題の論評<sup>11)</sup>と共に、一般の投資家や株主を中心とした一般公衆による、創造的会計、更には企業会計全般に対する「社会的抗弁」の代理活動として解釈することが可能なのである。

その際、そこに見られた特徴の一つは、FRRP が裁判所への提訴を最終的な手段として保留しながらも、一方的に企業側の非を告発・公表するという形をとらずに、飽くまで企業側との協議と説得の上で財務諸表の修正を図っていくという規制のスタイルであった。このスタイルは従来の一時的な規制に対して、言わば「対話的規制」とでも呼ぶべき規制方式であるが、従来の一時的規制方式にない効果を生む可能性がある。即ち、対話的規制により、会計問題に関する FRRP と企業との協議の過程或いは、「自主的な」財務諸表改訂の過程

10) ここで「創造的監査は、手続きを儀式化し形式化するが、同時に重要な局面における裁量の余地を維持するような [監査] 技法教科書から生み出されるものである。」(Power [1993], p. 195)

11) 創造的会計に対するメディア、アナリストによる論評とその効果に関しては、Shah [1998] によるプレミアム・ブット転換社債の会計問題についての事例分析があるが、そこでは「メディアやアナリストは、会社と直接的な契約関係を持たないかもしれないが、会計 [方法の] 選択に対して重要な影響を持ち得る」(Shah [1998], p. 97) との観察結果が導き出された。

で、企業側も規制の趣旨・内容に関してある程度理解を深める可能性があるからである。

勿論、「対話的規制」といっても、現実に会社の「取締役達は、〔財務報告違反〕審査会による懲戒が引き起こす可能性のある〔悪い〕評判を恐れている」（Jack [1994], p. 44）ので、そこには暗黙の強制力が働いていることは否定できないであろう。その意味でその設立以来、「違反審査会が、英国企業による財務報告に対して、重大な影響を与えてきたということは、殆ど疑いない」（Jack [1994], p. 44）ことである。このように現行のイギリス会計制度は、FRRP の設立・運営により、協議と説得を基軸とした「対話的規制」を内包する、企業会計に対する「社会的抗弁」制度をその内に含む、極めて独特な制度として機能していると位置付けることが出来るであろう。

（付記）尚、本稿は東京経済大学研究助成費（PII0-99）による研究成果の一部である。

#### 参考文献

- 笹倉淳史 [1998] 「イギリスの財務報告違反審査会」『関西大学商学論集』43巻4号, 1998年10月。
- 山浦久司 [1993] 『英国株式会社社会計制度論』白桃書房。
- Barc, S., and N. Bowen (eds.) [1992] *Tolley's Company Law*, Tolley.
- Blake, J., O. Amat and J. Dowds [1998] "The Ethics of Creative Accounting" in *Ethical Issues in Accounting*, eds. by C. Gowthorpe and J. Blake, Routledge.
- Cooke, T. E., and R. S. O. Wallace [1995] "United Kingdom; Individual Accounts" in *Transnational Accounting*, eds. by D. Ordelheide and KPMG, Macmillan.
- Cowe, R. (ed.) [1994] *The Guardian Guide to the UK's Top Companies 1995*, Fourth Estate.
- Davies, M., R. Paterson and A. Wilson [1997] *UK GAAP: Generally Accepted Accounting Practice in the United Kingdom*, 5th ed., Macmillan.
- Financial Reporting Council [1992] *The State of Financial Reporting: Second Annual Review*, November.

- [1993] *The State of Financial Reporting: Third Annual Review*, November.
- [1994] *The State of Financial Reporting*.
- [1995] *Progress Report*.
- [1996] *Progress Report*.
- [1997] *Progress Report*.
- [1997] *The Financial Reporting Council, The Accounting Standards Board, The Financial Reporting Review Panel—A Brief Outline—*, October.
- Financial Reporting Review Panel [1992] *Press Notice 13*, 15 October 1992.
- [1993] *Procedures for Handling Individual Cases*, September 1993.
- Flint, D. [1982] *A True and Fair View in Company Accounts*, ICAS.
- Griffiths, I. [1995] *New Creative Accounting: How to Make Your Profits What You Want Them to be*, Macmillan.
- Jack, A. [1994] "A Review of New Financial Reporting Structures" in *Financial Reporting 1993-94: A Survey of UK Reporting Practice*, eds. by L. C. L. Skerratt and D. J. Tonkin, ICAEW.
- Jones, T. C. [1995] *Accounting and the Enterprise: A Social Analysis*, Routledge.
- Mathews, M. R. and M. H. B. Perera [1991] *Accounting Theory and Development*, Chapman & Hall.
- McBarnet, D. and C. Whelan [1991] "The Elusive Spirit of the Law: Formalism and the Struggle for Legal Control," *The Modern Law Review*, Vol. 54, No. 6, November.
- McGee, A. [1991] "The 'True and Fair View' Debate: A Study in the Legal Regulation of Accounting," *The Modern Law Review*, Vol. 54, No. 6, November.
- Naser, K. H. M. [1993] *Creative Financial Accounting*, Prentice Hall.
- Nobes, C. W. [1995] *Pocket Accounting: The Essentials of Accounting Explained from A to Z*, Profile Books Ltd.
- Parker, R. H. and C. W. Nobes [1994] *An International View of True and Fair Accounting*, Routledge.
- Pereira, V., R. Paterson and A. Wilson [1994] *UK/US GAAP Comparison: A Comparison between UK and US Accounting Principles*, 3rd ed., Kogan Page.
- Pijper, T. [1993] *Creative Accounting: The Effectiveness of Financial Reporting in the UK*, Macmillan.
- Power, M. [1993] "Auditing and the Politics of Regulatory Control in the UK Financial Services Sector" in *Corporate Control and Accountability: Changing*

- Structures and the Dynamics of Regulation*, eds. by J. McCahery, S. Picciotto and C. Scott, Oxford University Press.
- Shah, A. K. [1998] "Exploring the Influences and Constraints on Creative Accounting in the United Kingdom," *The European Accounting Review*, Vol. 7, No. 1.
- Smith, T. [1996] *Accounting for Growth: Stripping the Camouflage from Company Accounts*, 2nd ed., Century Business.
- Tweedie, D. and G. Whittington [1990] "Financial Reporting: Current Problems and Their Implications for Systematic Reform," *Accounting and Business Research*, Vol. 21, No. 81, Winter.
- Whittington, G. [1989] "Accounting Standard Setting in the UK after 20 Years: A Critique of the Dearing and Solomons Reports," *Accounting and Business Research*, Vol. 19, No. 75, Summer.